

## 八百津町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日  
八百津町長  
八百津町議会議長  
教育委員会委員長  
選挙管理委員長

八百津町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(以下「本計画」という。)は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。以下「法」という。)第19条に基づき、八百津町長、八百津町議会議長、教育委員会委員長、選挙管理委員長により連名で策定する特定事業主行動計画である。

### 1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

### 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

八百津町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、女性職員躍進推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価について協議を行うこととしている。

### 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。)第2条に基づき、町長部局、町議会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。なお、この目標は、町長部局、町議会事務局、選挙管理委員会、教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- (1)令和7年度までに、職員一人あたり各月ごとの超過勤務時間を引き下げに取り組み、各月ごとの平均超過勤務時間を10時間以下にする。

- (2)令和7年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、令和2年度実績(15.79%)より引き上げ、20%以上にする。
- (3)令和8年度までに、男性職員の育児参加のための休暇が1件以上挙がるようにする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、町長部局、町議会事務局、選挙管理委員会、教育委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- (1)毎週水曜日を定時退庁日とし、管理職員が各職員に早期退庁を勧奨する。
- (2)出産を控えている全ての男女に対し、管理職員(又は人事担当部局)による面談を行い、各種両立支援制度(育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等)の活用促進を行う。